

1 第159回国会概観

1 会期及び活動等の概要

第159回国会（常会）は、平成16（2004）年1月19日に召集された。召集日当日、開会式が行われた後、施政方針演説等政府4演説が衆参両院で行われた。施政方針演説において小泉内閣総理大臣は、構造改革の成果と方針堅持、郵政事業や道路公団の民営化、地方分権を進める三位一体改革、年金改革の具体化等を表明するとともに、イラク復興支援における自衛隊派遣の意義を強調した。この政府4演説に対する代表質問は、1月21日、22日衆議院、1月22日、23日参議院でそれぞれ行われた。

召集日には、前国会においても設置されていた4特別委員会に加え、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（以下、「イラク・事態特」）が新たに設置された。また、6月2日には、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会（以下、「拉致問題特」）が設置された。

今国会は、閉会後に第20回参議院議員通常選挙を控え、自衛隊イラク派遣の是非、年金制度改革、国民年金保険料未納問題、拉致問題と北朝鮮への対応などが問われる国会であった。さらに、定数較差の是正問題や参議院の在り方についても議論された。

また、会期末の6月15日、民主、共産、社民から、総理の実行力・国民に対する説明責任の欠如等を理由とする小泉内閣不信任決議案が提出された。同日の衆議院本会議で趣旨弁明及び討論の後、記名投票により否決された。

（1）イラク派遣承認案とイラク情勢

（第158回国会閉会後）

イラク情勢が混迷を続け、イラクへの自衛隊派遣が焦点となる中、平成15年11月29日、日本人外交官2名がバグダッドからイラク北部のティクリートに向けて移動中、銃撃を受けて死亡した。

小泉内閣総理大臣は、イラク復興支援へ向けた基本方針に変更はない旨表明し、12月9日、人道復興支援活動のために自衛隊をイラクに派遣する「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の実施及び対応措置に関する基本計画」を閣議決定した。派遣期間は平成15年12月15日から翌年12月14日までの1年間、イラク南東部で医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備を実施する陸上自衛隊の派遣規模は600人以内とされた。

これらを受け、第158回国会閉会後の平成15年12月16日、参議院外交防衛委員会が

開会され、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画等に関する件について山崎内閣官房副長官から報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣等に対し質疑を行った。

(第159回国会)

イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の派遣について国会承認を得るためのイラク派遣承認案（正式な議案名は「II 議案の審議経過」参照）は、召集日当日の1月19日、国会に提出された。

衆議院では、1月27日、本会議において趣旨説明・質疑が行われた。同日、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会において趣旨説明が行われた後、1月29日、30日の両日、質疑を行った。

1月30日、質疑の途中で与党議員から、質疑終了、討論省略の上で採決を求める動議が提出され、採決の結果、イラク派遣承認案は与党の賛成多数で承認された。また、これに反発した民主、共産、社民の野党3会派が欠席する中、予算委員会が開会され、イラク復興支援経済協力費等を計上する平成十五年度補正予算が可決された。当日の衆議院本会議は、野党3会派欠席のまま開会され、延会手続を経た31日未明、イラク派遣承認案及び平成十五年度補正予算は衆議院を通過した。

この採決をめぐり国会は冒頭から緊迫した状況を迎えたが、断続的な与野党協議を経て、2月4日、参議院本会議及びイラク・事態特においてイラク派遣承認案の趣旨説明が行われた。さらに、委員会審査を経て、同承認案は、9日、委員会、本会議において、いずれも賛成多数で承認された。また同日、平成十五年度補正予算も成立した。

イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等については、その後もイラク・事態特等において報告聴取や質疑が行われた。4月8日、イラク国内で活動していたNGO活動家ら3邦人がイラクからの自衛隊の撤退を求める武装勢力に拘束され、14日には2邦人が別のグループに拘束されたが、4月15日及び17日にそれぞれ解放された。この件について、4月20日の衆議院本会議、21日の参議院本会議において川口外務大臣から報告を聴取するとともに質疑を行った。

(2) 平成十六年度総予算

平成十六年度総予算は1月19日、国会に提出され、同日、両院本会議において谷垣財務大臣の財政演説が行われた。衆参両予算委員会における趣旨説明は、1月23日に平成十五年度補正予算と併せて行われた。

衆議院では、2月10日から予算委員会の審査が始まり、3月5日、委員会及び本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会では、3月9日、10日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席し基

本的質疑を行った後、一般質疑を行った。この間、16日には経済・金融、年金・社会保障に関して、23日には外交・防衛等に関する集中審議が行われた。公聴会は18日に開かれ、委嘱審査が24日、25日の両日行われた。

3月26日、締めくくり質疑が小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して行われた後、平成十六年度総予算は賛成多数で可決され、同日の参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

(3) 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

2月18日及び4月14日、国家の基本政策に関する件について菅直人君及び志位和夫君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

第157回国会まで討議を行っていた社民党は、平成15年10月の第43回衆議院総選挙の結果、平成12年1月18日の「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方にに関する申合せ」における人数要件（衆参いずれかの院において所属議員10名以上を有する野党会派）を満たさなくなつたため、討議に参加することができなかつた。

(4) 年金改革関連法案

年金制度については、これまで5年に1度の財政再計算時に見直しが行われてきたが、急速な少子高齢化の進展や年金空洞化の進行等により、年金財政は悪化の一途をたどっていた。政府は、社会経済と調和した持続可能な制度を構築する等のため、国民年金及び厚生年金について、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げや、保険料水準の上限の設定及び給付水準の自動調整制度の導入などを柱とする国民年金法改正案等年金改革関連法案（閣法第30号、閣法第31号、閣法第32号 正式な議案名は「Ⅱ議案の審議経過」参照）を2月10日、国会に提出した。

（衆議院における審議と国民年金保険料未納問題）

衆議院においては、4月1日の本会議における趣旨説明・質疑、翌2日の厚生労働委員会における趣旨説明を経て、審査が本格化した。しかし、小泉内閣総理大臣による「年金一元化」発言、日本歯科医師会による汚職問題、閣僚や国会議員の国民年金保険料未納問題などをめぐり、衆議院は度々空転した。

特に、国民年金保険料未納問題については、4月23日、中川昭一経済産業大臣始め3閣僚に国民年金保険料の未納・未加入期間があつたことが明らかになり、3閣僚は、同日、衆議院厚生労働委員会に出席し、同問題について陳謝した。

この状況を受け、野党は厚生労働委員会で全閣僚の年金加入状況の資料提出を強く求めたが、4月28日の委員会において、野党議員が退席・欠席する中、質疑終局等を求める動議が提出され、年金改革関連法案は、与党の賛成で可決された。

一方、同日、福田康夫官房長官等4閣僚、菅民主党代表にも国民年金保険料未納期間があつたことが判明し、未納問題は一気に拡大した。

こうした情勢を受け、連休明けの5月6日、自民、公明、民主の3党は、衆参両院の厚生労働委員会に小委員会を設置し、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うとともに、政府案の附則に「公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う」旨の項目を追加する修正を行う等で合意した。併せて3党は保険料未納再発防止のための措置を講ずることでも合意し、翌7日には厚生労働委員会に小泉内閣総理大臣が出席し、いわゆる補充質疑が行われた。5月11日、国民年金法改正案は、衆議院本会議において修正議決され（民主は修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対）、他の2法案は可決された。

しかし、これに先立つ5月7日、福田官房長官は、自らの国民年金保険料未納をめぐる対応により混乱を招いた責任を取るとして辞任し、未納問題は更に尾を引いた。福田官房長官の後任には細田博之内閣官房副長官が就任した。

次いで10日には、民主党の菅代表が国民年金保険料未納問題の責任を取って辞任した。後任として代表就任要請受諾を表明した小沢一郎衆議院議員も国民年金未加入期間があったとして就任直前に辞退、最終的に18日、民主党両院議員総会において岡田克也衆議院議員が代表に選出された。

その後も国会議員の国民年金保険料未納問題は拡大した。5月13日、年金改革関連法案を所管する厚生労働省の森英介、谷畠孝両副大臣に国民年金保険料未納期間があることが判明し、翌14日には小泉内閣総理大臣にも未加入の時期があることが明らかになった。一方、5月13日には、国民年金保険料未納期間があることを公表した民主の常任委員長等が、国民の政治家に対する不信を払拭するため未納問題の責任を取るとして辞表を提出し、翌14日、後任の委員長が選任された。

一連の事態は、国民の政治不信や公的年金制度への不信を増大しかねない状況となり、衆参両院において、議員歳費からの国民年金保険料引去りを可能とする等の保険料未納防止措置が取られた。

（参議院における審議）

参議院においては、5月12日に本会議、翌13日に厚生労働委員会において趣旨説明が行われ、5月18日には小泉内閣総理大臣の出席を求め、年金改革関連法案の審査が始まった。この間、年金の給付と負担の水準、その調整の在り方等の諸問題について議論が深められたが、その一方で、小泉総理や厚生労働副大臣の保険料未納・未加入問題に質疑時間の多くが充てられた。また、5月31日には横浜市において地方公聴会が開かれた。

6月3日、小泉内閣総理大臣に対する質疑の最中、3人の質疑予定者を残したところで、与党から質疑終局、討論省略、直ちに採決を求める動議が提出され、年金改革関連法案は、いずれも与党の賛成多数で可決された。野党はこれに強く反発し、採決の無効を訴えた。

翌6月4日、年金改革関連法案を上程する参議院本会議が開かれたが、野党は、国

井正幸厚生労働委員長の解任決議案を提出し、3時間を超える趣旨説明及び長時間の討論で抵抗した。本会議は延会され、5日未明の本会議において厚生労働委員長解任決議案は1時間半にわたる記名投票により否決された。さらに、野党は、議長不信任決議案、厚生労働大臣等9問責決議案及び議院運営委員長解任決議案の計11決議案を参議院に提出した。

午前4時21分、議長不信任決議案を審議するための本会議が開かれた。その冒頭、議長席に着いた本岡副議長は本会議を散会する旨述べ退席した。しかし、これを受け本会議場に入場した倉田議長は、副議長による散会宣告は参議院規則第82条の規定に反し無効であると宣言し、仮議長の選挙の準備のため会議を休憩した。民主は、副議長の散会宣告により本会議は散会されたと主張するとともに、事務総長不信任決議案を提出した。

午前7時39分、本会議が再開されたが、副議長の散会宣告は有効として民主、社民両会派所属議員等は欠席した。本会議では、国会法第22条第2項の規定により事務総長が議長の職務を行い、仮議長に竹山裕君を選出した。仮議長の下で議長不信任決議案についての討論及び採決が行われ、議長不信任決議案は否決された。再び倉田議長が議長席に着き、事務総長不信任決議案、厚生労働大臣問責決議案を順次否決した後、午前9時30分、年金改革関連法案は、討論の後、起立採決により可決・成立した。

なお、衆議院においても、6月4日、年金改革関連法案をめぐる委員会運営、委員長自身の国民年金保険料未納等を理由に衛藤晟一厚生労働委員長解任決議案が提出されたが、否決された。

(5) 外為法改正案、特定船舶入港禁止法案と北朝鮮問題

(外為法改正案)

北朝鮮による日本人拉致事件や核問題の早期解決が求められる中、我が国の判断による制裁措置を可能とする法整備の必要性が各方面から指摘されるようになった。このような情勢を受けて、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とする外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案が1月28日、議員立法で衆議院に提出された。同法案は、28日、衆議院財務金融委員会において賛成多数で可決され、翌29日、衆議院を通過した。参議院においては2月5日、財政金融委員会において趣旨説明・質疑の後、2月9日、附帯決議を付して賛成多数で可決された。同日、本会議においても賛成多数で可決・成立した。

(特定船舶入港禁止法案)

外為法改正に続く制裁カードとして、与野党それぞれが特定船舶の入港を禁止するための法律案を衆議院に提出していたが、自民、民主、公明間で協議の結果、6月1日、両法案は撤回され、新たに衆議院国土交通委員長から特定船舶の入港の禁止に関

する特別措置法案が提出された。同法案は、6月3日、衆議院本会議で賛成多数で可決された。

参議院においては、6月10日、国土交通委員会で趣旨説明を聴取し、11日質疑の後、賛成多数で可決された。6月14日、本会議において賛成多数で可決・成立した。

（小泉内閣総理大臣訪朝）

5月22日、小泉内閣総理大臣が北朝鮮を訪問し、金正日総書記と会談した。その結果、日朝平壤宣言の履行、拉致被害者の家族計5名の帰国と安否不明者の再調査、25万トンの食糧援助などで合意し、同日、拉致被害者の家族5名が帰国した。

5月25日の衆議院本会議及び26日の参議院本会議において、小泉内閣総理大臣から北朝鮮訪問に関する報告とそれに対する質疑がなされた。訪朝問題については、参議院外交防衛委員会などで質疑が行われたほか、6月15日には、参議院拉致問題特において、拉致被害者及び特定失踪者問題に関する件、拉致問題と日朝国交正常化交渉に関する件等について質疑を行った。

（6）有事法制関連法案等

武力攻撃事態、大規模テロなどへの対処方針、武力攻撃事態等における米軍の行動の円滑化等について定めた有事法制関連7法案3条約（正式な議案名は「II 議案の審議経過」参照）は、3月9日、国会に提出された。衆議院においては、4月13日、本会議及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会において趣旨説明を聴取し、翌14日から委員会審査が始まった。5月に入り、自民、民主、公明の3会派による修正協議の結果、国民保護法案（閣法第98号）について、事態対処法に緊急対処事態の認定についての国会の事後承認や、国会の議決による緊急対処措置の終了に関する規定を盛り込むなどで合意した。5月19日、自民、民主、公明の3会派共同提出に係る修正案が提出され、翌20日、国民保護法案（閣法第98号）及び特定公共施設利用法案（閣法第100号）は賛成多数で修正議決された。また、米軍行動関連措置法案（閣法第99号）外4法案はいずれも賛成多数で可決され、3条約も承認された。さらに、同日の本会議においても委員長報告のとおり議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月26日、本会議において趣旨説明・質疑が行われた後、イラク・事態特において趣旨説明が行われた。委員会の質疑は翌27日から始まり、参考人質疑を経て、6月14日、イラク・事態特において議決された。なお、国民保護法案について附帯決議がなされた。これらの議案は、同日の本会議に緊急上程され、国民保護法案等7法案は賛成多数で可決され、3条約も承認された。

（7）金融2法と本会議における中間報告

平成15年11月29日、政府は足利銀行の破綻を認定し、一時国有化することを決定した。これを受け、参議院財政金融委員会は閉会中審査を行ったが、長期にわたる経済

の低迷や不良債権処理への対応が迫られる中、金融システムに対する信頼回復が大きな課題となっていた。こうした状況を踏まえ、政府は、金融機関等の金融機能の強化を図り、信用秩序を維持するため、金融2法案（金融機能の強化のための特別措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案）を2月6日、国会に提出した。

衆議院においては、3月11日、本会議における趣旨説明・質疑の後、財務金融委員会において3月31日に趣旨説明を聴き、4月9日から参考人質疑を含め5回の質疑を行うとともに地方公聴会を行った。両法案は、4月23日、委員会及び本会議において賛成多数で可決された。

参議院では、5月28日、本会議における趣旨説明・質疑の後、6月1日に財政金融委員会で趣旨説明を聴取し、6月3日、10日の両日で質疑を一巡した。

会期末が迫る6月14日、金融2法案の成立を目指す与党は、両法案について国会法第56条の3に基づき、本会議において財政金融委員長の中間報告を求める動議を提出した。動議は与党の賛成多数で可決され、休憩を挟んで円より子財政金融委員長から中間報告がなされた。

続いて、両法案を本会議において直ちに審議することの動議が可決され、金融2法案は討論の後、賛成多数で成立した。

（8）その他の議案

今国会においては、このほか、日本道路公団等を民営化するための道路公団等民営化関連法案、国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員法案、公益のために通報を行った労働者等を保護する公益通報者保護法案（以上閣法）等が成立した。また、参議院共生社会に関する調査会が3年間にわたる調査の成果として、同調査会が3年前に立法化したDV防止法の改正案を提出し、成立した。衆議院からは児童虐待防止法改正案等が提出され、成立した。

なお、議案については、「II 議案の審議経過」、「IV 委員会及び調査会等の審議概要」に詳述してある。

2 参議院改革の動き等

（1）決算等の審査

参議院は、参議院改革の大きな柱として、決算の早期審査に取り組み、決算審査の結果を翌年度予算編成の概算要求に反映できるよう常会内の審査終了に努めてきた。この結果、本年の審査は、昨年の平成十三年度決算に引き続き2年連続の常会での審査終了となった。

平成十四年度決算外2件は、平成16年1月19日、国会に提出された。

参議院では、2月27日、本会議において平成十四年度決算の概要について谷垣財務大臣から報告を聴取し、自民、民主、公明、共産、社民各会派が質疑を行った。

決算委員会においては、2月27日、平成十四年度決算外2件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴いた。小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して行われた全般質疑は、3月8日、参議院予算委員会における平成十六年度総予算の基本的質疑に先立ち行われた。決算委員会では、その後省庁別審査を進めるとともに、3月15日には政府開発援助について、3月22日には決算審査の在り方について参考人質疑を行った。また、5月10日には、特別会計等公会計の改革について政府に質疑を行った後、平成十四年度決算外2件について委員間の自由討議を行った。

5月19日に締めくくり総括的質疑、31日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席した締めくくり総括質疑を行った後、同日、平成十四年度決算外2件は賛成多数で是認された。同時に、内閣に対する警告及び要請決議を行った。

本会議においては、6月2日、平成十四年度決算外2件が本会議において賛成多数で是認され、内閣に対する警告が全会一致で議決された。

(2) 参議院改革協議会とODA派遣

「参議院の組織及び運営の改革に関する協議会」(参議院改革協議会)は、平成15年7月、「当面の課題」として、「決算重視の立場から、ODA経費の効率的運用に資するため、新たにODAに関する専門の調査団を派遣する」との提言を行ったことを踏まえ、平成16年4月、ODAに関する専門の調査団の派遣について協議を再開した。同協議会は、各会派1名から成る「参議院改革協議会ODA派遣に関する打合会」に派遣の具体的実施方法等について検討をゆだね、同打合会は検討の結果、6月11日、参議院改革協議会に報告書を提出した。同日、協議会は、この報告を了承し、「参議院改革協議会報告書」として、倉田議長に提出した。

報告書では、ODA派遣の実施に当たっては、年度ごとに重点的な調査対象を定め、派遣地、視察事業等を選出することとし、本年度は、我が国のODA実績に占める割合の高い有償資金協力を重点的に調査するため、中国、東南アジア、中南米の各地域を派遣候補地とした。

(3) 調査会の活動

参議院改革の一環として昭和61(1986)年に設けられた参議院の調査会は、これまで3年を単位として活動し、法律案の提出や政策提言を行ってきた。今国会の活動は以下のとおりである。

(法律案の提出)

共生社会に関する調査会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法

律の一部を改正する法律案（DV防止法改正案）を提出した。これは、同調査会が平成13年4月に提出し成立したDV防止法において、法施行後3年を目途とする見直し規定が盛り込まれたのを受けたものである。同調査会理事会の下に設置されたプロジェクトチームにおける1年余りにわたる検討の結果、各会派の総意により3月25日、調査会から提出され、26日、本会議で可決された。同法案は、5月26日の衆議院法務委員会及び5月27日の衆議院本会議で、いずれも全会一致で可決・成立した。

（調査会報告）

今国会において、各調査会から以下の報告書が提出された。

調査会名	報告書のテーマ	提出日	本会議における報告
国際問題に関する調査会	新しい共存の時代における日本の役割	16.6.2	16.6.16
国民生活・経済に関する調査会	真に豊かな社会の構築	16.6.14	16.6.16
共生社会に関する調査会	共生社会の構築に向けて	16.6.11	16.6.16

（決議）

国民生活・経済に関する調査会は、これまでの調査の成果として、ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案を取りまとめ、提出した。同決議案は、6月16日、本会議において全会一致で可決された。

（4）憲法調査会「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」

二院制と参議院の在り方について、参議院が責任を持って調査すべきであるということが憲法調査会での共通認識であったところ、小泉内閣総理大臣や民主党の菅代表が二院制の見直しに言及するなど、平成16年1月以降、参議院の在り方をめぐる議論が急速に高まった。こうした中で、参議院憲法調査会は、2月18日、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を設置した。

同小委員会は3回開催され、「二院制と参議院の在り方をめぐる論点」、「参議院改革」、「選挙制度の在り方」について参考人質疑を行った後、小委員間で意見交換を行った。5月26日、憲法調査会において、保坂三蔵小委員長から、小委員会の活動経過についての報告がなされた。

（5）参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会

平成16年1月14日、最高裁大法廷において、平成13年7月の参議院議員通常選挙の選挙区選挙における1票の較差が最大5.06倍となったことは法の下の平等を定めた憲法に反するなどとして、選挙無効を求めた訴訟についての判決があった。この点につ

いて判決は、多数意見で「立法裁量権の限界を超えておらず合憲」としたもの、裁判官15名のうち6名は、定数配分規定は違憲との判断を示し、多数意見9人のうち4人は、現状のまま次期参議院議員選挙が行われた場合には違憲と判断する可能性を示唆した。

これを受け、2月6日、参議院では各会派代表者懇談会が開かれ、各会派の代表者から成る「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設置し、この問題を検討することとした。同協議会は、2月18日から5回にわたり協議を重ね、5月28日、

「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会報告」を取りまとめ、倉田議長に提出した。

6月1日、参議院各会派代表者懇談会が議長応接室において開催され、協議会報告について久世公堯座長から説明を受けた後、意見交換を行った。その結果、本年の通常選挙後、新たな会派構成で速やかに協議会を設置し、第21回参議院議員通常選挙に向け、参議院議員選挙の定数較差問題について結論を得るよう協議を再開することになった。

(6) 国會議員互助年金制度

国會議員互助年金制度については、今国会の焦点であった年金制度改革に関連して、一般国民よりも優遇されているとの批判がなされていた。

このため、衆議院議会制度に関する協議会や各党内においてその改革案が検討され、国會議員互助年金の廃止や第三者機関の設置による制度見直しなどが提起されてきた。小泉内閣総理大臣も4月6日、国會議員互助年金の廃止に言及した。

このような中、与野党の国対委員長からそれぞれ両院議長の下での諮問機関の設置について要請を受けた衆参両院議長が4月9日に会談を行い、両院議長の下に諮問機関を設置し、議論を進めていくことで合意した。

6月10日、衆参両院議長は、国會議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者6名から成る「国會議員の互助年金等に関する調査会」を両院議長の下に設置すると発表した。

委員は、中島忠能（前人事院総裁）、貝塚啓明（中央大学教授）、中島勝（政治評論家）、渡部記安（立正大学大学院教授）、大石眞（京都大学大学院教授）、猪口邦子（上智大学法学部教授）の6名である。

会期最終日の6月16日、第1回会合が衆議院議長公邸において開かれ、座長に中島忠能氏、座長代理に貝塚啓明氏が選任された。

(7) 国會議員秘書給与

本年2月、秘書給与をめぐる詐欺容疑で逮捕・起訴されていた辻元清美元社民衆議院議員の有罪が確定した。3月5日には、佐藤觀樹元民主党衆議院議員が秘書給与

をめぐる名義借り疑惑の責任を取り、議員を辞職した。同氏は7日、詐欺容疑で逮捕され、29日、起訴された。

このような事態を受け、与野党は秘書給与制度の見直しについて協議を続け、4月9日、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院議院運営委員長から提出された。同法案は、同日、衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院へ提出された。参議院においては、5月12日、議院運営委員会において趣旨説明・質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、参議院本会議において可決・成立した。

これにより、給与の公設秘書への直接支給、65歳以上の者の採用禁止、配偶者の採用禁止などが規定された。同法は同年5月19日、施行された。

また、5月12日の参議院議院運営委員会理事会において、公設秘書の氏名・続柄等の公表について定めた「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」が了承された。衆議院においても、同様の措置が取られた。

(8) 国会演説

2月24日、外務省の賓客として来日したコフィ・アナン国際連合事務総長の歓迎会が参議院議場において開かれ、同事務総長が演説を行った。国際連合事務総長の国会演説は今回が初めてである。演説では、日本の国際貢献や国連における我が国の役割を評価するとともに、イラクの復興支援や国連改革の必要性等について述べた。

歓迎会には倉田参議院議長、河野衆議院議長を始め衆参両院約450名の国会議員が列席した。